

浜 松 市 教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和7年3月14日（金）

14時00分

教 育 委 員 会 室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定（田中委員、下鶴委員）

4 会期の決定

5 議 事

（1）議 案

【議決案件】

第17号議案 浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（教育総務課）

第18号議案 ※非公開

第19号議案 ※非公開

6 閉 会

第 1 7 号 議 案
令和 7 年 3 月 1 4 日 提出

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則（案）

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則（平成 1 9 年浜松市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（分掌事務） 第 3 条 前条に規定する課の分掌事務の概目は、次のとおりとする。 学校教育部 教育総務課 (1)～(15) （略） <u>(16)～(28) （略）</u> 教育施設課 (1) <u>学校施設等に係る総合調整</u>に関すること。 (2) <u>学校の教材、教具等の整備</u>に関するこ	（分掌事務） 第 3 条 前条に規定する課の分掌事務の概目は、次のとおりとする。 学校教育部 教育総務課 (1)～(15) （略） <u>(16) 教育D Xの推進及び総合調整に関すること。</u> <u>(17) 学校の教材及び教具の整備に関すること。</u> <u>(18) 学校の予算及び経理に関すること。</u> <u>(19) 学校の用に供する物品の取得及び管理に関すること。</u> <u>(20)～(32) （略）</u> 教育施設課 (1) <u>学校施設の整備計画の策定</u>に関すること。

と。					
(3) 学校の用に供する <u>財産</u> の取得及び管理に関すること。			(2) 学校の用に供する <u>土地、建物等</u> の取得及び管理に関すること。		
(4) 防衛施設周辺の <u>学校施設等</u> の障害防止等に関すること。			(3) 防衛施設周辺の <u>学校施設</u> の障害防止等に関すること。		
(5) <u>学校の予算及び経理</u> に関すること。					
(6)・(7) (略)			(4)・(5) (略)		
(8) <u>学校施設等の整備及び長寿命化</u> に関すること。					
(9) <u>教育の情報化の推進及び総合調整</u> に関すること。					
(10) <u>教育ネットワーク</u> に関すること。					
(11) <u>I C T教育の環境整備及び活用</u> に関すること。					
(12) <u>校務の情報化の総括</u> に関すること。					
教職員課～健康安全課 (略)			教職員課～健康安全課 (略)		
(職制)			(職制)		
第4条 (略)			第4条 (略)		
2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる特命事項に係る事務を処理させるため、同表の中欄に掲げる担当課長を置く。			2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる特命事項に係る事務を処理させるため、同表の中欄に掲げる担当課長を置く。		
課	担当課長	担当事務	課	担当課長	担当事務
教 育 総 務 課	学校・地域連携担当課長	(略)	教 育 総 務 課	学校・地域連携担当課長	(略)
				教育DX推進担当課長	(1) <u>教育DXの推進及び総合調整</u> に関すること。 (2) <u>学校の教材及び教具の整備</u> に関すること。 (3) <u>学校の予算及び経理</u> に関すること。 (4) <u>学校の用に供する物品の取得及び管理</u> に関すること。
教 育 施 設 課	I C T教育推進担当課長	(1) <u>教育の情報化の推進及び総合調整</u> に関すること。 (2) <u>教育ネットワーク</u> に関すること。			

		(3) ICT教育の環境整備及び 活用に関する <u>こと。</u>			
		(4) 校務の情報化の総括に に関する <u>こと。</u>			
教 職 員 課	(略)		教 職 員 課	(略)	
3	(略)		3	(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(第17号議案の説明資料)

教育総務課

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

(提案理由)

組織改正により教育施設課から教育総務課に事務が移管されることに伴い、浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

教育のDX及び教育データの利活用の着実な推進と学校における働き方改革の更なる推進を図るため、教育施設課が所掌する教育の情報化の推進及びICT教育の環境整備に関する業務を「教育総務課」へ移管する。(第3条関係)

これに伴い、教育施設課の「ICT教育推進担当課長」を廃止し、教育総務課に「教育DX推進担当課長」を設置し、以下の事務を処理させる。(第4条関係)

- (1) 教育DXの推進及び総合調整に関すること。
- (2) 学校の教材及び教具の整備に関すること。
- (3) 学校の予算及び経理に関すること。
- (4) 学校の用に供する物品の取得及び管理に関すること。

(施行期日)

この規則は、令和7年4月1日から施行するものです。